

台風、大雨、地震など、非常変災時の対応について

特別警報・暴風警報による授業時間の変更について

(1) この規定の対象となるのは大阪府南河内地区に特別警報・暴風警報が発令された場合とする。

①	大阪府下に特別警報が発令された場合は、臨時休校（休業）とする。
②	午前6時30分現在、暴風警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。
③	午前6時30分までに暴風警報が解除された場合は、通常授業（8時40分から第1限授業開始）を行う。
④	午前7時30分までに暴風警報が解除された場合は、9時30分点呼、第2限から授業とする。
⑤	午前8時30分までに暴風警報が解除された場合は、10時30分点呼、第3限から授業とする。
⑥	午前9時30分までに暴風警報が解除された場合は、11時30分点呼、第4限から授業とする。
⑦	午前10時30分までに暴風警報が解除された場合は、13時05分点呼、第5限から授業とする。
⑧	午前10時30分現在、暴風警報発令中の場合は、臨時休校（休業）とする。

〈補足〉

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合は、事前に臨時休校（休業）とする。

(2) 他突発的な状況による場合

上記、(1) ②～⑧同様とする。

(3) 授業時間変更後の当日の時間割について

始業後の時間割については、教務部で検討する。

(4) 生徒の出欠について

上記(1)、(2)による影響により、出席が困難、または遅刻の生徒については出席扱いとする。

※休業日の活動も、上記同様となります。